

[令和6年11月1日施行]

## 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

### フリーランス法

フリーランスとしての働き方を選択する方が多くなる中、発注事業者と業務委託を受けるフリーランスとの取引において、報酬の未払や一方的な発注の取り消しなどのトラブルが数多く生じています。

こうしたトラブルの背景には、業務委託を受けるフリーランスが一個人であるのに対して、組織として業務委託を行う発注事業者との間に、交渉力や情報収集能力の格差が生じやすく、一個人であるフリーランスは事業規模が小さいため特定の発注事業者に依存することになりやすいなど、取引上弱い立場になりやすいことが挙げられ、こうした状況を改善してフリーランスが適正に取引ができ安定的に働くことができる環境を整備するためにこの法律が公布され11月1日に施行されます。

### 対象となる取引及び事業者

#### 取引の範囲(業務委託の範囲)

この法律は、(特定)業務委託事業者と特定受託事業者(フリーランス)との間の業務委託に係る取引に適用されます。ここでの業務委託とは事業者がその事業のために他の事業者物品の製造や情報成果物の作成、役務の提供を委託する行為のことであり、この中で役務の提供については職種の制限がほとんどないため、あらゆる業種業態の委託者が適用対象になります。

したがって、配送業からシステム開発、ウェブ作成関係、建築関係、クリエイター、美容師などあらゆる業種が対象になります。

ただし、個人事業主でも消費者から委託されている場合やネットで販売している方、店舗、小売などの方は対象になりません。

#### 特定受託事業者(フリーランス)とは

この法律での特定受託事業者(フリーランス)とは従業員を使用していない個人や役員及び従業員を使用していない法人(一人社長)を指します。

ここでの従業員とは、週の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用見込みの場合です。したがって週の所定労働時間がそれよりも少なかったり、雇用見込みが31日より少ない場合は従業員には該当しないことになります。また、同居親族が手伝っている場合などは一概に決められないため、事案ごとに個別に判断することになります。

#### 特定委託事業者とは

従業員または役員がいる委託事業者のことです。

#### 対象者と規制の内容

以下の表に対象者と規制の内容を示します。この法律では特定委託事業者が対象になりますが、委託期間について、1カ月未満、1カ月以上、6カ月以上で規制の内容が異なります。ここでの委託期間とは業務委託をした日から給付の受領日・役務提供日等の期間で計算するため、たとえ1日限りの単発の業務の発注でも、業務日の1カ月以上前に発注が行われていれば、1カ月以上の継続的業務委託になることに注意が必要です。

#### ■対象者と規制の内容

発注者に対する義務・禁止行為	業務委託事業者(従業員又は役員の有無は問わない) 例:個人事業者(従業員なし)、一人社長(法人)	特定委託事業者(従業員又は役員がいる) 例:大企業・中小企業・個人事業者(従業員あり)		
		委託期間1カ月未満	委託期間1カ月以上	委託期間6カ月以上
書面等による取引条件の明示	○	○	○	○
期日における報酬支払		○	○	○
募集情報の的確表示		○	○	○
ハラスメント対策に係る体制整備		○	○	○
禁止行為(受領拒否・報酬の減額等)			○	○
育児介護等と業務の両立に対する配慮				○
中途解除等の予告				○

#### ●書面等による取引条件の明示

ここで特定委託事業者ではない事業者は規制対象にはなりませんが、当事者の認識の相違を減らしてトラブルの未然防止に役立つことから、取引条件の明示義務が課されています。

明示の方法は、必ずしも紙の書面で交付する必要はなく、電子メールやSNSでの提供も許容されます。(フリーランスの方はスクショなどで保存するのがベスト)

また、電子的方法で明示した場合であっても、フリーランスから紙の書面の交付を求められた場合は、書面の交付をする義務があります。

#### 書面等による明示する取引条件の内容

- 1 業務委託事業者及び特定受託事業者の名称や商号など業務委託事業者及び特定受託事業者を識別できる情報
- 2 業務委託をした日
- 3 特定受託事業者の給付・役務の内容
- 4 特定受託事業者の給付受領・役務提供の日、期間
- 5 特定受託事業者の給付受領・役務提供の場所
- 6 特定受託事業者の内容を検査する場合、検査が完了する日
- 7 報酬の額
- 8 報酬の支払期日
- 9 手形交付など現金以外の方法で報酬を支払う場合に必要事項

#### ●期日における報酬支払

特定業務委託事業者はフリーランスからの給付を受け取った日(成果物や役務提供)から起算して60日の期間内に報酬の支払日を定めて支払う義務があります。

#### ●募集情報の的確表示

広告等を活用して広く提供される募集情報に適用されます。意図的に実際の報酬額より、高い額を表示するなど虚偽表示や誤解をさせる表示などが違反になります。

#### ●ハラスメント対策に係る体制整備

従業員へハラスメント禁止についての周知・啓発をすることや相談体制の整備、発生した後の迅速かつ適切な対応をすることです。

#### ●禁止行為

下記に示した行為は下請法とほとんど同じ規制となっていますので、同法を確認してください。

#### 禁止行為

- 1 受領拒否
- 2 報酬の減額
- 3 返品
- 4 買ったたき
- 5 購入・利用強制
- 6 不当な経済上の利益の提供要請
- 7 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

#### ●育児介護等と業務の両立に対する配慮

フリーランスが育児や介護などと両立しながら、業務を継続できる環境を整備することです。

#### ●中途解約の予告

発注事業者は、継続的な業務委託を途中解除する場合は原則として途中解除の30日前までに、フリーランスに対して予告しなければなりません。

### 違反した場合は

申出の内容に応じて、公正取引委員会や中小企業庁、厚生労働大臣(都道府県労務局長)が必要な調査を行い、指導・助言、勧告や命令・公表などを行います。

最後に、この法律はフリーランスを守ることはもとより、取引環境を整備して円滑な事業活動を進めるためのものですので、法律を順守し、より健全な取引の実現を期待します。

詳細については下記を参照するか、下請けかけこみ寺まで直接お問い合わせください。



#### 執筆

下請けかけこみ寺  
秋田相談員(2016年より担当)  
**佐々木 政義 氏**  
Sasaki masayoshi

[連絡先] 秋田県下請けかけこみ寺 ▶018-860-5622

公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省



フリーランス110番

